

令和4年第1回五戸町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年1月14日（金）午後3時00分から4時06分

2. 開催場所 五戸町役場 3階 第1・2委員会室

3. 出席委員 （17人）

会長	岩井 壽美雄 君	会長職務代理者	北村 勉 君
3番	三浦 弘文 君	4番	川崎 良巳 君
6番	高村 國昭 君	7番	佐々木 一榮 君
8番	柏田 雅俊 君	9番	佐々木 喜克 君
10番	中里 光明 君	11番	沼沢 こえ子 君
13番	竹原 誠 君	14番	時田 宏 君
15番	中川原 隆雄 君	16番	稲村 健一 君
17番	鈴木 徳治 君	18番	大沢 トモ子 君
19番	鳥谷部 甚一郎 君		

4. 欠席委員 （2人）

5番 高橋 克 君 12番 豊川 敏雄 君

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 業務報告

第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

第4 議案第1号 贈与税の納税猶予に関する証明（農業経営）について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

議案第5号 五戸農業振興地域整備計画の変更に関する意見について

議案第6号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について

議案第7号 令和3年農作業料金・農業労賃に関する調査について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	中 村 弘 幸 君
事務局次長	町 屋 剛 君
総務班長	川 村 悦 子 君
主 事	大 澤 翔 太 君

7. 会議の概要

会 長（岩井） ただ今から令和4年第1回五戸町農業委員会総会を開会いたします。

本日は、大変お忙しいところ御参集くださいまして、厚く御礼申し上げます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付してあるとおりです。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

事務局（中村） 本日、5番高橋克委員、12番豊川敏雄委員から欠席の旨報告がありましたので、ご報告いたします。出席委員は19名中17名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、会議規則により、議長は会長が務めることとされておりますので、議事の進行をお願いいたします。

議 長（岩井） これより議事に入ります。日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。

会議規則第17条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（岩井） それでは、6番高村國昭委員、17番鈴木徳治委員をお願いいたします。

なお、本日の会議書記には、事務局の町屋次長を指名します。

議 長（岩井） それでは、日程第2 業務報告については、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（町屋） 〔業務報告の朗読及び説明〕

議長（岩井） ただ今の報告について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長（岩井） よろしいですか。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） それでは、以上で日程第2 業務報告を終わります。

議長（岩井） 次に、日程第3 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局（大澤） それでは、今月の合意による解約に係る通知書の受理について説明させていただきます。

今月の通知書の受理は、3件です。議案書の1ページ、参考資料の1ページを御覧ください。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、農地法施行規則第68条第1項の規定により、下記のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので、御報告いたします。

1番、大字豊間内字下源兵衛、畑、1筆。面積は●●㎡です。

賃借期間を変更するために一度解約するものです。

2番、字上長下、字下長下夕、採草放牧地、計4筆。面積は●●㎡です。

当該農地の購入を希望する人が現れたため、解約するものです。

3番、大字倉石又重字長畑、田、1筆。面積は●●㎡です。

当該農地の購入を希望する人が現れたため、解約するものです。

以上です。

議長（岩井） ただ今の報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） よろしいですか。

特に発言が無いようですので、報告第1号を終わります。

議長（岩井） 次に、日程第4 議案第1号「贈与税の納税猶予に関する証明（農業経営）について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局（大澤） それでは、議案書の2ページを御覧ください。

議案第1号、贈与税の納税猶予に関する証明（農業経営）について、贈与税の納税猶予の特例を受けている別紙の受贈者は、租税特別措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き、行っていることの承認を求める。なお、証明願が遅延し、提出された時は、承認時と事情が異なる場合を除き、追加し承認するものとする。

議案第1号は、1議案7件です。これは、農業後継者が農業を営む人から農地等の生前一括贈与を受けて、農業を継続する場合には一定の要件の下に贈与者又は、受贈者が死亡するまで贈与税の納税が、猶予される特例です。また、要件として受贈者は引き続き3年以上農業に従事し、贈与を受けた農地等で農業経営を行うこと及び、申告期限から3年目毎に、税務署長に「継続届出書」を提出することになっています。その届出書に、添付が必要とされているのが、引き続き農業経営を行っている等の農業委員会の証明書です。令和3年の贈与税納税猶予継続対象者は、御覧のとおりです。

以上です。

議長（岩井） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

議長（岩井） よろしいですか。

2番（北村） 売買等により税金がかかるとすれば幾らからかかりますか。

事務局（川村） 当初納税猶予の申告をした農地の20以上%減ると、当初に遡って贈与税と利子税を納めてもらうことになるそうです。20%に満たない場合は、その分に応じた贈与税と利子税を納めてもらうこと

になると、税務署から聞いております。

議 長（岩井） その他ございますか。

（「なし」の声あり）

議 長（岩井） それでは採決いたします。議案第 1 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長（岩井） 全員賛成ですので、議案第 1 号は原案のとおり決定いたしました

議 長（岩井） ここで農地調査会、今月の調査委員は、9 番佐々木喜克委員と 19 番鳥谷部甚一郎委員です。
調査委員席に着席ください。

（調査委員着席）

議 長（岩井） 次に、議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。

議案第 2 号の 6 番については、佐々木一榮委員に関する事案であるため「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定により、議事参加が制限されますので、審議終了まで退席をお願いします。
事務局より説明をお願いします。

（佐々木一榮委員 退席）

議 長（岩井） それでは、順番が前後しますが議案第 2 号の 6 番について、事務局より説明をお願いします。

事務局（大澤） それでは、今月の農地法第 3 条の許可申請について、説明させていただきます。

議案書の 6 ページ、参考資料の 30 ページを御覧ください。

議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定より、下記農地の申請があったので審議を求めるものです。

今月の許可申請は、1議案7件です。1番、2番及び4番から7番は、売買による所有権移転に関する件、3番は、使用貸借による権利の設定に関する件です。

まずは6番から説明させていただきます。6番、大字豊間内字下源兵衛、田、1筆。面積は●●m²です。6番は、別添調査書にありますとおり農地法第3条第2項各号に該当するものではありません。農作業の規模拡大を図るものであり、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題なく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長（岩井） ただ今の説明に関連して、調査委員を代表して、佐々木喜克委員から、議案第2号の6番について調査結果の報告をお願いいたします。

佐々木喜克委員 着座で失礼します。農地法第3条の許可申請に係る現地調査の結果を報告いたします。

議案書の6ページ、議案第2号と参考資料の30ページを御覧ください。1月6日に岩井会長と鳥谷部甚一郎委員及び事務局職員3名で現地調査を行いました。

6番は、譲渡人と譲受人は知人で、譲渡人が管理できなくなったため、譲受人から申し出があり、農地を売買するものです。

譲受人は、水稻を作付けするそうです。

以上です。

議長（岩井） ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

2番（北村） 売買価格を教えてください。

事務局（大澤） 参考までに売買価格をお知らせします。

6番の売買価格は、●●円。10aあたり●●円です。

以上です。

議長（岩井） その他ございますか。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第 2 号の 6 番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（岩井） 全員賛成ですので、議案第 2 号の 6 番は原案のとおり決定しました。

ここで、佐々木一榮委員を入室させてください。

（佐々木一榮委員 入室着席）

議長（岩井） 次に、議案第 2 号の 1 番から 5 番までと 7 番について事務局より説明をお願いします。

事務局（大澤） それでは、引き続き農地法第 3 条の許可申請について説明させていただきます。

議案書の 4 ページ、参考資料の 7 ページをご覧ください。

1 番、字下長下夕、採草放牧地、5 筆。面積は●●㎡です。

2 番、大字切谷内字佐野谷地、畑、1 筆。面積は●●㎡です。

3 番、大字倉石又重字鶴渡、中久木、山ノ下、田 3 筆、畑 1 筆、樹園地 7 筆、計 11 筆。面積は 14,462.91 ㎡です。使用貸借の期間は 10 年間です。

4 番、大字豊間内字下源兵衛、鉢森川原、田、3 筆。面積は●●㎡です。

5 番、字鍛冶屋窪、畑、2 筆。面積は●●㎡です。

7 番、大字倉石又重字長畑、田、1 筆。面積は●●㎡です。

1 番から 5 番及び 7 番は、別添調査書にありますとおり農地法第 3 条第 2 項各号に該当するものではありません。ともに農作業の効率化・規模拡大を図るものであり、機械、労働力、技術、地域との関

係などを見ても問題なく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件を満たしていると考えます。

ご参考までに売買価格をお知らせします。

1 番の売買価格は、●●円。10 a あたり●●円です。

2 番の売買価格は、●●円。10 a あたり●●円です。

4 番の売買価格は、●●円。10 a あたり●●円です。

5 番の売買価格は、●●円。10 a あたり●●円です。

7 番の売買価格は、●●円。10 a あたり●●円です。

以上です。

議長（岩井） ただ今の説明に関して、佐々木喜克委員から、議案第2号の1番から5番及び7番について調査結果の報告をお願いいたします。

佐々木喜克委員 引き続き、報告いたします。

議案書の4ページ、議案第2号の1番からと参考資料の7ページを御覧ください。

1番は、譲渡人と譲受人は知人で、譲渡人が高齢で管理できなくなったため、譲渡人から申し出があり、農地を売買するものです。

譲受人は、牧場として管理し牧草を作付けするそうです。

2番は、譲渡人と譲受人は知人で、譲渡人が管理できなくなったため、譲渡人から申し出があり、農地を売買するものです。

譲受人は、自家消費の野菜を作付けするそうです。

3番は、譲渡人と譲受人は親子で、譲受人が帰郷してきたため、譲渡人から申し出があり、農地を使用貸借するものです。

譲受人は、水稻、大豆、ニンニク、リンゴを作付けする予定です。

4番は、譲渡人と譲受人は知人で、譲渡人が高齢で管理できなくなったため、譲渡人から申し出があり、農地を売買するものです。

譲受人は、水稻を作付けするそうです。

5番は、譲渡人と譲受人は知人で、賃貸借で農地を利用していたが、譲渡人から申し出があり、農地を売買するものです。

譲受人は、ニンニクを作付けするそうです。

7番は、譲渡人と譲受人は知人で、譲受人の父が賃貸借で農地を利用していたが、譲受人から申し出があり、農地を売買するものです。

譲受人は、水稻を作付けするそうです。

以上で報告を終わります。

議長（岩井） ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

8番（柏田） 1番の売買について、報告と場所は違いますが、先ほど説明では購入を希望する人が現れたため、解約したとありましたが、解約と同時に一緒に売買できなかったのでしょうか。

事務局（川村） 譲渡人からは3条の案件と、議案第4号13ページの案件を農業経営基盤強化促進法に基づいて一緒に売買したいと申出がありましたが、農業振興地域内の農用地に含まれているものでなければならぬと、農業経営基盤強化促進法で売買できない決まりがあるので、農用地以外の農地については3条の申請で提出がありました。事務手続きについては農業会議に相談し進めました。

8番（柏田） そのような事情であればわかりました。

議長（岩井） その他ございますか。

13番（竹原） 6ページの7番について、売買価格をもう一度お知らせ願います。

事務局（大澤） 売買価格は、●●円。10aあたり●●円です。

13番（竹原） 売買価格について特別な理由がありますか。

議長（岩井） 譲受人から是非欲しいとの申出により、この金額になったそうです。調査会では高いけれども私から申出したのでこの金額で買いたいとのことでした。

議長（岩井） その他ございますか。
（「なし」の声あり）

議長（岩井） よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第2号の1番から5番及び7番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長(岩井) 全員賛成ですので、議案第2号の1番から5番及び7番については原案のとおり決定しました。

議長(岩井) 次に、議案第3号「農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局(川村) それでは、議案書の7ページ、参考資料の34ページをご覧ください。

議案第3号、農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、農地法施行令第7条第1項の規定により、下記のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものです。

今月の許可申請は、1議案2件です。

1番、農地の所在は大字倉石中市字上ミ平、地目は畑、面積は●●m²です。転用目的は、宅地です。この農地区分は、第3種農地と判断いたします。

2番、農地の所在は大字倉石又重字中久木、地目は畑、計2筆。面積は●●m²です。転用目的は、山林です。この農地区分は、その他の2種農地と判断いたします。

以上です。

議長(岩井) ただ今の事務局の説明に関連して、調査委員を代表して鳥谷部甚一郎委員から調査結果の報告をお願いいたします。

鳥谷部甚一郎委員 それでは、座ったまま報告いたします。

農地法第4条の許可申請に係る現地調査の結果を御報告いたします。議案書の7ページ議案第3号と参考資料の34ページをご覧ください。

3条申請と同じく、1月6日に現地調査を行いました。

1番は、車庫及び農作業場がなかったため、農作業場兼車庫として利用する計画です。申請地の周辺の状況は、北側は道路で、西側

は申請者の自宅、南側は申請者の畑、東側は雑種地となっており、汚水等は公共下水道に接続して処理し、雨水は地下浸透のため周囲に影響がないことを確認しております。

2 番は、周辺が山林で日当たりが悪く、収穫が上がらないため植林し山林に転用する計画です。申請地の周辺の状況は、北側は道路で、西側と南側及び東側は山林で、周囲に影響がないことを確認しております。

以上で調査結果の報告を終わります。

議長（岩井） ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

議長（岩井） よろしいですか。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） それでは採決いたします。
議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（岩井） 全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。
調査委員の方々、ありがとうございました。
指定席にお戻りください。

（調査委員、指定席に戻る）

議長（岩井） 次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局（川村） それでは議案書の8ページ、議案第4号をご覧ください。
農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認につ

いて、農業経営基盤強化法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求めるものです。

五戸町長より令和 3 年 12 月 24 日付け、五農林第 271 号で農用地利用集積計画の決定を求められています。1 議案 12 件で、合計面積は 268,545 m²です。議案中の賃借料でカッコ書きの数字は年額です。

1 番は、農地中間管理事業の一括方式による貸借です。農地の所在は、字越掛沢、字幸ノ神前、字下根前、田計 4 筆。面積は●●m²。5 年間の使用貸借です。

2 番から 7 の 4 番は、利用権設定による貸借です。

2 番、農地の所在は、大字切谷内字内大窪、字上榎窪、字佐野前谷地、字館ノ谷地、字熊ノ林後、田計 4 筆、畑計 2 筆、合計 6 筆。面積は●●m²。5 年間の使用貸借です。

3 番、農地の所在は、字蛭川村、字蛭川後、田計 4 筆。面積は 6,352 m²。5 年間の賃貸借で、賃借料は、10 a 当たり玄米●●kg、年玄米●●俵です。

4 番、農地の所在は、大字豊間内字久保田、田計 2 筆。面積は●●m²。3 年間の賃貸借で、賃借料は、10 a 当たり玄米●●俵、年玄米●●俵です。

5 番、農地の所在は、大字扇田字寺沢前、田。面積は●●m²。5 年の賃貸借で、賃借料は、10 a 当たり●●円、年●●円です。

6-1 番、農地の所在は、大字倉石石沢字石沢後、田計 3 筆。面積は●●m²。4 年 11 ヶ月で水稲作付 5 作に相当する期間の賃貸借で、賃借料は、10 a 当たり●●円、年●●円です。

6-2 番、農地の所在は、大字倉石石沢字石沢後、田。面積は●●m²。4 年 11 ヶ月で水稲作付 5 作に相当する期間の賃貸借で、賃借料は、10 a 当たり●●円、年●●円です。

7-1 番、農地の所在は、字上新井田前、田計 3 筆。面積は●●m²。5 年間の賃貸借で、賃借料は、10 a 当たり●●円、年●●円です。

7-2 番、農地の所在は、字古堂後、田計 3 筆。面積は●●m²。5 年間の賃貸借で、賃借料は、10 a 当たり●●円、年●●円です。

7-3 番、農地の所在は、字古堂後、田。面積は●●m²。5 年間の賃貸借で、賃借料は、10 a 当たり●●円、年●●円です。

7-4 番、農地の所在は、大字倉石石沢字石沢後、字駒袋、田計 4 筆。面積は●●m²。5 年間の賃貸借で、賃借料は、10 a 当たり●●円、年●●円です。

8 番は、所有権の移転になります。農地の所在は、字上長下、字

下長下夕、畑1筆、採草放牧地12筆、合計13筆 面積は●●m²。
売買価格は●●万円、10a 当り●●万円です。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域内の農用地です。所有権の移転を受ける者は、十和田市の認定農業者でしたが、県知事承認広域の認定農業者となりました。認定に係る関係市町村は、十和田市、六戸町、そして当五戸町です。所有権の移転を受ける者の経営形態は、肉用牛の繁殖と肥育です。

今回の所有権移転により農用地の分散を防ぎ、集約により農用地の効率的な利用が図られると考えられるため、農業経営基盤強化促進法を活用して所有権の移転をするものです。

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議 長（岩井） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

6 番（高村） 6番の1と2について、水稻を耕作している期間だけが貸借の期間ですか。

事務局（川村） 4年11ヶ月という期間については、借主の方から貸借の期間を2月1日から12月末までと話がありまして、4年11ヶ月との標記になりました。水稻作付するという事で5作分の期間を貸借するという事でした。

議 長（岩井） その他ございますか。

13 番（竹原） 8番の購入者は、何を作付けするのですか。

事務局（川村） 畜産業で肉用牛の黒毛和種の繁殖と肥育だそうです。認定計画の中で牛の頭数を増頭するに当たり、牧草地が必要であるとしていました。改めて山林などを開墾して牧草地にする場合、経費が掛かるので、今回譲渡人からこのような話がありましたので、取得という方向で進んでおります。

議 長（岩井） その他ございますか。

(「なし」の声あり)

議長(岩井) よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長(岩井) 全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

議長(岩井) 次に、議案第5号「五戸農業振興地域整備計画の変更に関する意見について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局(町屋) 議案書の14ページ議案第5号と、参考資料2の1ページをご覧ください。

五戸町長より令和3年12月20日付け、五農林第266号、五戸農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により意見を求められております。1議案2件です。

1番の土地の所在は、大字切谷内字下蛇沢の山林1筆、面積は●●m²。申請の理由は元々が山林のため、現状のまま利用していくとのこと。

2番の土地の所在は、字土取場の山林1筆、面積●●m²。申請の理由は太陽光発電施設を設置するためとなっております。

続いて調査結果を報告いたします。

令和4年1月6日に、岩井会長と佐々木喜克委員、鳥谷部甚一郎委員及び事務局職員4名で現地調査を行いました。

1番の土地について、地目は山林、現況は原野です。周囲の状況は、北側は町道、南側は山林、西側は農地、東側は原野に面しております。地目は山林、現況は原野であり、現状以外に使用しないということでもあります。周辺農地等に影響がないことを確認しております。また、苦情等についても委員会には届いておりません。

参考資料2、10ページご覧願います。

2番の土地について、地目は山林、現況は原野です。周囲の状況は、東側北側が山林、南側は農地、西側が県道に面しております。周辺に太陽光を遮る高い建物もなく、県道に面しており傾斜も少ない土地であるため、所有者から購入し太陽光発電施設を設置するものです。土地所有者及び隣接土地所有者の同意書が添付されており、周辺農地等へ影響がないことを確認しております。

参考までに購入金額は、●●万円です。設置する業者は●●でございます。

以上議案第5号の2件についての説明を終わります。

議長（岩井） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

10番（中里） 2番の太陽光発電について、施工業者が●●ですが、事業計画者の個人名で申請されているが、なぜ個人名で申請されているのですか。。

事務局（町屋） 県にも相談しましたが、施工は●●が工事するが、申請人は個人で申請し、申請人が●●より融資を受けて、施工となっているので書類上は不備がないものとなっております。委員会では土地の所在について、除外が可能かの判断になります。

10番（中里） 個人で申請する意図がわからないので、不安でならない。

事務局（町屋） それについては協議させていただいて、後日お答えしたいと思います。

議長（岩井） その他ございますか。

3番（三浦） 今の件について、借り側の理屈からしてこのようにしたら得ることがあって申請していると思いますので、そのテクニックの説明を頂ければと思います。

事務局（町屋） 分かりました。

議長（岩井） その他ございますか。

議長（岩井） よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（岩井） 全員賛成ですので、議案第5号は原案のとおり決定しました。

議長（岩井） 次に、議案第6号「荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判定について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局（町屋） 議案書の15ページ議案第6号と、参考資料の61ページをご覧下さい。

荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断についてでございます。

1 議案6件です。

1番の大字倉石又重字家ノ上の畑、1筆について、令和3年12月6日、所有者から申出があり、60年以上前から耕作していないため自然荒廃しており農地に復元することが困難である土地です。

次に2番、3番の大字扇田字石渡の畑、計2筆について、令和3年12月8日、所有者から申出があり、20年以上前から管理していないため、荒廃しており農地に復元することが困難である土地です。

次に4番の大字切谷内字南田ノ沢の畑、5番の明夫沢の畑、計2筆について、令和3年12月14日、所有者から申出があり、30年以上前から耕作しておらず、農地に復元することが困難である土地です。

次に6番の字銀杏木の畑、1筆について、令和3年12月16日、所有者から申出があり、20年以上前から耕作していないため自然荒廃しており農地に復元することが困難である土地です。

令和4年1月6日の農地調査会で現地確認した結果、1・4・5・6番については農地法の運用について第4の(4)に該当し、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地について、農地法第2条第1項の農地に該当しない非農地として決定を求めるものです。4筆、●●m²です。

2・3番については、現況が栗畑のため農地と判断しました。非農

地ではなく農地として決定を求めるものでございます。2筆、●●
㎡です。

説明は以上です。

議 長（岩井） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（岩井） よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第6号の1番4番5番6番については非農地。2番と3番は農地と判断することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長（岩井） 全員賛成ですので、議案第6号の1番4番5番6番は非農地。2番と3番は農地と判断することに決定しました。

議 長（岩井） 次に、議案第7号「令和3年農作業料金・農業労賃に関する調査について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局（町屋） 議案書の16ページ、議案第7号をご覧ください。

令和3年農作業料金・農業労賃に関する調査について承認を求めるものでございます。

毎年、全国農業会議所及び青森県農業会議から調査を求められているもので、調査の目的は、農業・農村における労働状況について把握し、適正かつ合理的に標準賃金・料金等の作成、農業労働力確保の推進を行い、足腰の強い農業・農業経営の実現に資することを目的としております。調査項目は、5項目あります。

1つ目が、水稻作の部分・全面作業受委託料金。2つ目が、オペレーター賃金。3つ目が、農業臨時雇の農作業別・男女別の賃金。4つ目が、農作業受託料金・農業臨時雇賃金等の協定状況。5つ目が、町内ならびに近郊の農外諸賃金となっております。

それぞれの金額については、17ページに記載のとおりでございますが、町の農作業労働賃金等標準額、●●地域航空防除実施協議会

資料、法人●●総会資料、●●からの資料などを基に記載しております。

以上で説明を終わります。

2 番（北村） 3 番の剪定作業は、参考までに私の地区は●●円です。

議 長（岩井） そのほかございますか。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

議 長（岩井） それでは採決いたします。議案第 7 号について、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長（岩井） 全員賛成ですので、議案第 7 号は原案のとおり決定いたしました。

議 長（岩井） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。
これをもって、令和 4 年第 1 回五戸町農業委員会総会を閉会いたします。

五戸町農業委員会会議規則第17条第1項の規定によりここに署名する。

令和4年1月14日

五戸町農業委員会総会議長

議事録署名委員

議事録署名委員